

平成 24 年 12 月 20 日

大阪市教育長 永 井 哲 郎 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 22-01-129、23-01-120 号）に関する関係所属の対応について

標題について、平成 24 年 2 月 3 日付けで本委員会が実施した勧告に対して、貴職が次のような措置をとったことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

なお、本件に関する手当の戻入及び職員への懲戒処分等については、後日、本委員会に報告してください。

## 記

### 確認内容

- 1 大阪市立の高等学校及び特別支援学校における平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの事務職員、栄養職員、管理作業員、給食調理員、作業員（臨時的任用職員及び再任用職員を含む。）の時間外勤務及び超過勤務について調査を行い、合計 2,120 件のべ 461 人（このうち、生野特別支援学校については 135 件のべ 33 人）の処理について、なんらかの問題があることを把握したこと。  
超過勤務の事実に疑義が認められた事案については、手当額に影響を及ぼすものについて速やかに戻入の手続を行うとともに、必要に応じて懲戒処分等を行うなどの措置をとると表明していること。  
(1) 生野特別支援学校においては、カラ超過が疑われる 82 件の事案に関して疎明資料を求めたが、疎明できたものは無かったこと。  
また、このうち手当額に影響のある 11 件の超過勤務について、合計 38,742 円を平成 24 年 8 月 29 日までに戻入させたこと。  
(2) 泉尾工業高等学校においては、勧告で指摘された平成 23 年 3 月分の超過勤務について、当月の手当額に影響を及ぼすものではなく、戻入の対象とはならなかったものの、認定時間欄の記入誤り 1 件を含む 2 件の誤りがあったこと。  
(3) 第二工芸高等学校においては、平成 20 年度分の超過勤務命令簿を紛失していることが判明したこと。
- 2 各学校において超過勤務に関する事務手続きが事後に行われていることが多く、校長が口頭で事前命令はしていたものの、権限や責任についての認識が不足していたことが、今回の事態を引き起こした原因であると判断していること。
- 3 平成 24 年 3 月 1 日に在職する教頭、事務職員、栄養職員、管理作業員、給食調理員、作業員（臨時的任用職員、臨時主事及び再任用職員を含む。）に対して、無届での遅刻や早退等の有無について、ヒアリングを行ったところ、生野特別支援学校において平成 17 年度及び平成 19、20 年度頃に超過勤務命令を受けた時間より早く退勤した事例などの不適正な事案があることが判明したこと。

4 教育委員会事務局が次のような改善策を講じたこと。

- (1) 平成 23 年 12 月 1 日付け事務連絡で、各校園長に対し平成 23 年度定期監察（共通課題監察）の結果を周知するにあたり、命令簿の記載例も添付したうえで時間外勤務命令の適正化について注意喚起を行った。
- (2) 平成 23 年 12 月 1 日及び 6 日に実施した学校事務職員課題別研修において、事前命令を受けることの徹底や命令簿に適正に記入すること等について講義を行った。
- (3) 平成 24 年 2 月 6 日から 7 日にかけて、高等学校及び特別支援学校長会に対し、本勧告にかかる説明を行い、再度適正化を求めた。
- (4) 平成 24 年 4 月 16 日の学校事務職員新規採用者研修、同年 5 月 18 日の事務職員業務別実務研修において、超過勤務にかかる適正な事務手続について講義を行った。
- (5) 平成 24 年 10 月 10 日及び 16 日に実施した校園長・新任教頭財務運営研修会において、事前命令の徹底や具体的な業務内容と時間外勤務を行わなければならない必要性・緊急性を記載すること等について講義を行った。
- (6) 平成 24 年 11 月 30 日付け教委校（全）第 67 号により、各校園園に対し適正な事務手続の周知徹底を行うとともに、改めて事務フローや各関係帳票に詳細な記入例等を記載したものを送付した。
- (7) 管理職に対して、上記（6）の通知文の添付資料として、今回の調査で問題となった事例を示し、管理職として留意すべきポイントを配布することで、超勤命令権者及び管理職として果たすべき責任と役割を明示し、超勤命令・認定にかかる意識の徹底を図った。
- (8) 平成 24 年 12 月 4 日に高等学校及び特別支援学校長会に対し、上記（6）の通知文について説明を行い、適正な事務手続を行うよう求めるとともに、教員も含めた所属職員の出退勤管理や出張命令についても厳正に行うよう注意喚起した。

5 教育委員会事務局が次のような改善策を実施する予定であること。

- (1) 学校経営管理センターや各業務担当で実施している事務指導等の際には、命令簿及び月次勤務データ等関係帳票の確認を行うとともに、超勤等に関する手続を適正に行うよう指導を行う。
- (2) 将来的には現在開発中の校務支援システムにおいて、出退勤管理時間と超勤命令、超勤従事時間の整合性を保つ機能を構築することにより、人為的な記載誤り等が発生しないように改善を行う。

(参考) 勧告の内容

- (1) 生野特別支援学校を含む、全ての大阪市立の高等学校及び特別支援学校について、資料の残存している限り過去に遡って、「まとめづけ」が行なわれていなかったかどうかも含め、超過勤務の内容等について再度精査すること。  
なお、その際に「まとめづけ」が行われていた学校については、超過勤務の実態の認定に当たって疎明資料を求めするなど、必要な措置をとること。
- (2) (1)の調査において、不正が判明した場合については、命令権者である学校長が超過勤務命令の命令・認定について必要な注意を払っていたかどうか等についても検証し、関係者から超過勤務手当を返還させる等、必要な措置を講じること。
- (3) 全ての大阪市立の高等学校及び特別支援学校において、無許可早退が行なわれていなかったか否かについて調査を実施し、無許可早退が明らかになった際には、必要な措置をとること。
- (4) 出張命令について、定められた手続きに則って適正に処理が行なわれるよう管理者も含めて周知徹底を図ること。